

# パブリックコメントの募集ほか

板橋区役所 〒173-8501 (個別郵便番号)  
板橋区板橋2ノ66ノ1

## 「人と動物との共生及び動物の愛護と管理に関する 条例の制定に向けて」の公表と パブリックコメント(意見)の募集

問合せ 生活衛生課管理・衛生検査グループ ☎3579-2332

近年、動物の飼養に伴うにおい・騒音などの紛争や、散歩の際のふん尿の始末・猫への無責任な餌やりなどのマナーを巡るトラブルが増加しています。

区では、動物の飼養などに伴う紛争を未然に防止するとともに、良好な環境と近隣関係を保持するため、新たに条例を制定する準備を進めています。

今日は、「人と動物との共生及び動物の愛護と管理に関する条例の制定に向けて」を公表するとともに、パブリックコメント(意見)を募集します。

### 区の現状

区では、犬の登録件数が年々増加しています。区で扱っている動物の登録制度は犬だけですが、ほかの動物についても同様に増加しているものと思われます。動物の飼養に対して区では、「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下「動物愛護法」)・「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」により適切な指導を進めており、犬の飼養数が10頭以上となった場合などにおいては、「化製場等に関する法律」による指導も合わせて進めてきました。しかし現在も、動物の

飼養に伴うにおい・騒音などの紛争や、マナーを巡るトラブルなどについて、住民のみならずから多くの声があげられています。

そこで区では「動物愛護法」に基づき、動物愛護施策を総合的かつ計画的に推進するための「東京都動物愛護管理推進計画」を策定しました。

これを受けて区では、今まで以上に動物の飼養などに伴う紛争を未然に防止するとともに、良好な環境と近隣関係を保持するため、条例の制定に向けて準備を進めています。

### 概要

#### ①目的

動物の愛護および管理に関し必要な事項を定めることにより、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とします。

#### ②各主体の責務

- 区…「動物愛護法」の規定により都が定める「東京都動物愛護管理推進計画」に基づき、区民と協力して、人と動物の調和のとれた共生社会の実現を推進します
- 区民…命あるものである動物の愛護に努めるとともに、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて、区が実施する施策に協力します
- 飼い主…既に「動物愛護法」や「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」で定められている責務を果たすと同時に、飼養している動物が地域の一員として受け入れられるようにします
- 飼い主になろうとする者…動物の飼養に先立って、動物の生態や習性などの知識を習得し、適した動物を選ぶとともに終生飼養するうえで支障がないようにします

#### ③飼い主の遵守事項

- 動物のふん尿などによる著しい悪臭・鳴き声などにより、周辺住民に迷惑をかける
- 公共の場所および他人の土地を汚さないよう動物のふんを処理し放置しない。また、動物の尿を水などで洗い流す
- 動物にマイクロチップや首輪を装着するなど自己所有であることが明らかになるような措置を講じる
- 猫は屋内で飼養するよう努める

#### ④犬・猫の繁殖制限

犬・猫の所有者は、繁殖することにより飼えなくなるおそれがある場合、および猫を屋外で行動できるような方法で飼う場合には、不妊・去勢手術などの措置を講じる必要があります。

#### ⑤屋外の猫への適正な餌やり

屋外で猫に餌を与える者は、猫に対して不妊・去勢手術などの措置を講じるよう努めなければなりません。また、与えた餌の残りやふん尿の処理を行わなければなりません。

#### ⑥犬の散歩禁止区域

区長は、特に必要があると認める区域を犬の散歩禁止区域に指定します。

#### ⑦犬の多頭飼養の許可

屋外で犬を5頭以上飼養しようとする者は、区長の許可を受ける必要があります。また許可を受けた者は、飼養施設を衛生的に保つことなど基準を遵守する必要があります。

#### ⑧周辺の生活環境の保全

区長は、動物の飼養などに起因して周辺の生活環境が損なわれている場合で一定の条件を満たす場合に、その事態を除去するための措置をとるよう勧告することができます。

#### ⑨勧告および公表など

区長は、犬・猫の繁殖防止の措置を講じない場合、猫への不適正な餌やりを行った場合、犬の散歩禁止区域で散歩を行った場合、犬の多頭飼養の許可を受けた者が基準を遵守しない場合は、勧告を行います。勧告に従わない場合は、公表または遵守するよう命令します。命令にも従わない場合は、罰則を適用します。

**意見の提出** 12月5日(必着)まで、直接または郵送・FAX・Eメールで①郵便番号・住所②氏名(ふりがな)③区内在勤・在学の場合は勤務先・学校名とその所在地④法人・各種団体の場合は名称とその所在地・代表者氏名⑤区内で活動する団体などは活動内容⑥「人と動物との共生及び動物の愛護と管理に関する条例の制定に向けて」に対する意見を明記のうえ、生活衛生課管理・衛生検査グループ〒173-0014大山東町32ノ15 ☎3579-1337  
✉ki-seiei@city.itabashi.tokyo.jp  
※住所・氏名などは公表しません  
※提出された意見に個別の回答は行いません。意見の検討を終えた後、意見の内容と意見に対する区の考え方を公表します

### 閲覧できます

「条例の制定に向けて」の全文は、生活衛生課(板橋区保健所3階)・区政資料室(区役所2階④窓口)・区ホームページ(1面☒参照)でご覧になれます。

### パブリックコメント(意見)を募集します

「条例の制定に向けて」について、ご意見をお寄せください。

**対象** 次のいずれかに該当する方

- 区内在住・在勤・在学の方
- 区内に事業所を有する個人・法人・各種団体
- 区内で活動する個人・法人・各種団体

## 都民住宅 (東京都施行型) 入居者募集

中堅所得者向け住宅(家族向け)です。

募集戸数 あき家:46戸

※単身者は申し込めません

※申込資格など詳しくは、募集案内書をご覧ください

募集案内書・申込書の配布場所

12月1日(月)~10日(水)に住

宅政策課(区役所4階⑥窓口)

※東京都住宅供給公社ホームページ(<http://www.tokousya.or.jp>)からも取り出せます(配布期間中のみ)  
申込 12月15日(必着)まで、郵送で東京都住宅供給公社募集センター  
問合せ  
●東京都住宅供給公社募集センター  
☎3498-8894  
●板橋区住宅政策課住宅政策推進係  
☎3579-2186



## 区立文化会館・グリーンホールの利用受付

### グリーンホール

受付開始日は、12月1日(月)です。朝9時までに区立文化会館へお越しください。

#### 区立文化会館

##### 利用受付月

- 大ホール: 来年12月分
- 大ホール以外の全施設: 来年6月分

##### 利用できない日

- 大ホール: 来年12月2日(水)~6日(日)・26日(土)~31日(木) 全日
- 大ホール以外の全施設: 来年6月21日(日)・25日(木)・26日(金) 全日
- 小ホール: 来年6月3日(水)~4日(木) 全日

大会議室: 来年6月1日(月) 午前、11日(木)午前・午後

第3会議室: 来年6月24日(水) 午前・午後

第1・第4和室: 来年6月13日(土) 全日

リハールサル室: 来年6月13日(土)・17日(水)~20日(土)・27日(日) 全日

第1・第3練習室: 来年6月13日(土) 第1~第3区分、17日(水)~20日(土)・27日(日) 全区分

第2練習室: 来年6月13日(土) 第1~第3区分、16日(火) 第1~第3区分、17日(水)~20日(土)・27日(日) 全区分

28日(日) 全区分

30日(火) 全日

1階ホール: 来年6月3日(水) 夜間

101会議室: 来年6月1日(月)~30日(火) 全日

403会議室: 来年6月1日(月) 午前

…(いずれも)…

※抽選後の空き状況は、区立文化会館にお問い合わせください。ただし、抽選日には、空き状況などの問い合わせに

対応できない場合があります

区立文化会館 ☎3579-2222

## 公職選挙法の寄附の禁止について

~政治家などが選挙区内の人にお金や物を贈ることは有権者が政治家などに寄附を求めることは禁止されています~

議員や知事・区長など現職の政治家およびこれから立候補しようとしている人(以下「公職の候補者等」)が、自分の選挙区内の人たちに対して寄附をすることは、選挙に関したものであるかどうかにかかわらず、公職選挙法により禁止されています。また、公職の候補者等に対して、有権者が寄附を勧誘したり、要求したりすることも禁止されています。

年末年始を控え、忘年会・新年会、冬の行事など、地域の議員などが出席する会合や行事も多い季節になります。区民のみなさんもご注意ください。

#### 寄附禁止の対象

- 忘年会・新年会、地域行事やスポーツ大会への寄附や差し入れ
- 町会などの集会や旅行などの催しに対する寸志や飲食物の差し入れ
- 開店祝いや落成式の花輪
- お中元やお歳暮、入学・卒業祝い
- 病氣見舞い

- 葬式の供花・花輪
- 秘書などが代理で出席する場合の結婚祝いや葬式の香典(寄附にあたるもの)
- 会費が明示されていない場合に会費相当分を出すこと
- 袋で「寸志」「祝い」などと表示された包み金を出すこと
- 公職の候補者等の本人が出席をしない行事に会費を出すことや、顔だけを出してすぐに引き上げるような場合に、一般と同じ会費を出すこと
- 饂飩(せん)別など
- 公職の候補者等が各種の行事に招かれたとき、金額や集め方からみて会費(懇親会などに係る実費相当分)と認められるものを支払うことは債務の履行と認められ、寄附にはあたりません
- 公職の候補者等を懇親会を伴う行事に招待する場合は、招待状に会費を明示するか、会費は受け取らないことを明記するようお願いいたします

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎3579-2681